

砂川市訓令第5号

令和6年3月19日

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「2月末日」を「3月31日」に改める。

第4条第1項中「2月末」を「3月31日」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年3月19日から施行し、令和6年3月1日から適用する。